

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川智明様

福島第一原子力発電所の廃炉  
及び原子力損害賠償に関する  
要求書

令和6年1月11日

福島県南相馬市長 門馬和夫

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から12年以上が経過し、この間、地域の復旧・復興に全力で取り組んできています。

その過程で福島は、原発事故以降、様々な差別や偏見、風評被害の影響に苦しんできました。特に、海産物を取り扱う漁業関係者は、その風評被害により深刻な困難を強いられてきました。

このような中、ALPS処理水の海洋放出後、令和5年10月25日及び12月11日に廃炉作業員の身体・顔面汚染事案というトラブルが続いて発生しました。

福島第一原子力発電所の廃炉作業における事故・トラブルが、国民の廃炉に対する信頼を低下させ、新たな風評の発生など、復興の妨げとなることを懸念しています。

住民が安全・安心に生活できる環境を整え、本市の復旧・復興を一層進めるため、以下について要求するので、その責務を果たすよう強く求めます。

## 1 ALPS処理水の海洋放出について

(1) 福島復興の実現には廃炉の着実な進捗が不可欠である。

しかしながらALPS処理水を海洋放出することに伴う新たな風評被害への懸念を払拭できていない。

海洋放出が政府の決定であるとはいえ、理解が十分ではない現状を認識し、ALPS処理水の処分が完了する最後まで、全責任を持って万全の対策を講じること。

(2) ALPS処理水の海洋放出について、科学的根拠に基づき、住民をはじめ国内外への分かりやすい説明と情報を発信し、十分な理解の醸成に全力で取り組むこと。

## 2 福島第一原子力発電所の廃炉における事故・トラブル防止の徹底について

(1) 東京電力は、福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたり、市民と地域の安全・安心に影響を及ぼすことがないように、歴史上類を見ない重大事故を引き起こした当事者としての倫理観と責任感のもと、最大限の緊張感をもってALPS処理水の海洋放出を含む廃炉作業における事故・トラブル防止を徹底すること。

(2) ALPS処理水の海洋放出は長期間にわたることから、

放出設備の維持や管理について、最後まで緊張感をもって慎重に作業に当たること。

- (3) 福島第一原子力発電所において、令和5年10月25日及び12月11日に、廃炉作業員の身体・顔面汚染事案が続いて発生しており、このことが新たな風評の発生など、国民の廃炉に対する信頼を低下させ、復興の妨げになることを懸念している。

東京電力は、自らの責務を再認識し、改めて徹底した再発防止策を講ずること。

- (4) 事故・トラブルが発生した場合には、速やかに最善の対応を講じるとともに、迅速かつ正確な情報を分かりやすく発信すること。

### **3 福島第一原子力発電所の廃炉の着実な実施について**

- (1) 福島の復興を実現するためには、福島第一原子力発電所の廃炉を着実かつ安全に進めることが不可欠である。

一日でも早く福島第一原子力発電所の廃止措置が完了するよう、廃炉作業の着実な進捗に全力で取り組むこと。

- (2) 原子力規制委員会の認可を受けた福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画を厳格に遵守し、万全の対策を講じること。

#### 4 原子力損害賠償の格差の是正について

- (1) 本市の住民は、原子力発電所事故により同じく避難し、又は放射線障害への不安を抱きながらも避難することができずに自宅等に滞在するなど、同様の苦しみを受けた。しかしながら、避難指示等の区域により、生活基盤変容に対する損害賠償の有無や日常生活阻害に対する精神的損害賠償額に大きな差があるという、不合理な賠償格差が生じている。

東京電力は、本市住民の避難の実態等に鑑み、不合理な賠償格差を是正するよう、独自の賠償を実施すること。

- (2) 避難指示区域内の不動産の賠償について、当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域は平成28年7月12日に解除され、避難指示を受けた期間はおおよそ5年5か月と長期に及んだ。両区域内に存在する不

動産の荒廃状況は、長期間に及ぶ避難指示やこれに伴う住民の避難により、原発事故から6年を経過して避難指示が解除された地域の全損評価と何らかわるものではない。

東京電力は、この現実の被災状況に即し、当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の不動産に対しても、独自に全損評価による賠償を実施すること。

## 5 迅速かつ確実な賠償の実施について

(1) 原子力損害賠償について、被害者に寄り添い迅速かつ柔軟に対応すること。特に、これまで要望・不満が強い営業損害賠償等については、誠意を持って確実に対応すること。

(2) 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償が進められており、貴社は先日、令和5年12月22日時点で、対象者約148万人のうち、住所などが分からず請求書を発送できていない者が約21万人いると発表した。

これまで、賠償請求書類は、東京電力から対象者へ郵送されてきたことから、市民の中には、今回も東京電力から送付されるものと考えている方が多いと認識して

いる。

現在、未請求者等に対し、貴社は新聞、テレビ、ウェブ、ラジオ広告等を通して請求のお願いが行われているが、未請求者からの連絡を待つだけでなく、追加賠償の請求書未送付者約21万人を減らすべく、あらゆる手段を講じること。